



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目次

告 示

○ 公共測量の実施の通知（農地農村整備課）	1
○ 民有保安林の指定の解除・2 件（森林管理課）	1
○ 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）	2
○ 指定管理者の指定（ものづくり振興課）	2
○ 都市計画事業の変更の認可・2 件（道路街路課）	2
○ 道路の占用を制限する区域の指定（道路管理課）	3
○ 都市計画事業の変更の認可（下水道課）	3

公 告

○ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2 件（中小企業支援課）	4
○ 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）	4

教育委員会事項

○ 沖縄県宮古青少年の家の利用料金の承認	7
○ 沖縄県石垣青少年の家の利用料金の承認	7

告 示

沖縄県告示第107号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、沖縄県北部農
林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年 3 月 11 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 名護市字真喜屋地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和 7 年 2 月 17 日から同年 3 月 19 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第108号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 7 年 3 月 11 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡今帰仁村字古宇利流シ原2370番 2
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため

沖縄県告示第109号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 7 年 3 月 11 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 宮古郡多良間村字塩川口原ノ五2795番 6・2823番 3（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第110号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、令和 3 年沖縄県告示第100号で同意の認定をした平良加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和 7 年 3 月 11 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第111号

おきなわ工芸^{もり}の杜の設置及び管理に関する条例（令和 3 年沖縄県条例第30号）第 6 条の規定により、おきなわ工芸の杜の指定管理者を次のとおり指定した。

令和 7 年 3 月 11 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 おきなわ工芸の杜共同企業体
代表者 株式会社沖縄 T L O 西原町字千原 1 番地琉球大学産学官連携推進機構内
株式会社沖縄ダイケン 那覇市おもろまち 1 丁目 1 番12号
- 2 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

沖縄県告示第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、平成24年沖縄県告示第541号で認可した宮古都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年 3 月 11 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 宮古島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 宮古都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・平 5 号大道線及び 3・4・平 3 号大原線
- 3 事業施行期間 平成24年11月 9 日から令和10年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、平成28年沖縄県告示第206号で認可した宮古都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年 3 月 11 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 宮古島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 宮古都市計画道路事業
- (2) 名称 3・5・平5号大道線
- 3 事業施行期間 平成28年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、令和7年3月11日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 道路の占用を制限する区域及び図面縦覧場所

占用を制限する区域	図面縦覧場所
国道449号（本部町字大浜850番14から字大浜850番2まで及び字渡久地875番3から字渡久地803番1まで）	沖縄県北部土木事務所
県道名護宜野座線（名護市字許田前原257番から字許田前原265番まで）	沖縄県北部土木事務所
県道名護本部線（名護市字中山313番1から字中山317番1まで及び字中山313番1から字中山322番1まで）	沖縄県北部土木事務所

- 2 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため
- 4 占用の制限の開始の日 令和7年3月11日

沖縄県告示第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第196号で認可した中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 うるま市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 うるま市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和48年6月21日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

公

告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 11 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ古島駅前 那覇市銘苅1丁目19番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麴町五丁目1番地1 代表取締役 織田寛明、大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号 代表取締役 伊藤光博
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和 7 年 3 月 11 日から同年 7 月 11 日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 11 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドン・キホーテ国際通り店 那覇市松尾2丁目8番19号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 日本アセットマーケティング株式会社 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 代表取締役 平田一馬
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和 7 年 3 月 11 日から同年 7 月 11 日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和 7 年 3 月 11 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和 6 年 5 月 21 日
(2) 商号名 有限会社叶建設
(3) 代表者名 横山利樹
(4) 所在地 宮古島市平良字下里1090番地1奥原マンションA-301
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第4251号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 5 月 21 日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和 6 年 10 月 3 日
(2) 商号名 合同会社具志堅重機土木
(3) 代表者名 具志堅修
(4) 所在地 宜野湾市我如古三丁目5番8号第2又吉貸店舗101号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第14536号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 10 月 3 日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和 6 年 10 月 7 日

- (2) 商号名 株式会社PROCESS
 - (3) 代表者名 森山翔貴
 - (4) 所在地 糸満市西崎一丁目26番8号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第13822号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和6年10月7日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和6年10月8日
- (2) 商号名 有限会社久貝電設土木
 - (3) 代表者名 久貝博義
 - (4) 所在地 宮古島市伊良部字長浜190番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-1)第3506号、沖縄県知事 許可(般-1)第3506号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業並びに建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和6年10月8日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和6年10月8日
- (2) 商号名 有限会社ナカムラ造園土木
 - (3) 代表者名 仲村弘喜
 - (4) 所在地 金武町字屋嘉2432番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-2)第8860号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和6年10月8日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和6年10月8日
- (2) 商号名 株式会社長堂材木店
 - (3) 代表者名 長堂昌太郎
 - (4) 所在地 宜野湾市上原二丁目5番6号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-6)第9672号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和6年10月8日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和6年10月10日
- (2) 商号名 有限会社豊里ブロック
 - (3) 代表者名 豊里和
 - (4) 所在地 沖縄市照屋二丁目17番7号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第9749号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和6年10月10日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和6年10月10日
- (2) 商号名 株式会社パンテック

- (3) 代表者名 服部美也子
(4) 所在地 那覇市首里桃原町2丁目4番地14
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-5）第13610号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、左官工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び熱絶縁工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年10月10日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、左官工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び熱絶縁工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和6年10月10日
(2) 商号名 株式会社栄進プランテック
(3) 代表者名 宮里哲也
(4) 所在地 沖縄市古謝津嘉山町24番16号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第14490号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年10月10日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和6年10月11日
(2) 商号名 合同会社順進舎
(3) 代表者名 平良順之
(4) 所在地 浦添市字沢岨1135番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第13089号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年10月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 令和6年10月16日
(2) 商号名 株式会社モロミホーム
(3) 代表者名 諸見里邦雄
(4) 所在地 八重瀬町字安里322番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第14204号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年10月16日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 令和6年10月17日
(2) 商号名 有限会社仲門工業
(3) 代表者名 仲門勘正
(4) 所在地 糸満市西崎町五丁目12番地21
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第6129号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年10月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 令和6年10月24日
(2) 商号名 有限会社大倫産業
(3) 代表者名 砂川広一
(4) 所在地 宮古島市平良字松原1747番地10
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第7568号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年10月24日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨

の届出があった。

14(1) 処分をした年月日 令和 6 年 11 月 6 日

(2) 商号名 有限会社日迎建設

(3) 代表者名 金城悦子

(4) 所在地 沖縄市比屋根七丁目 29 番 23 号

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-5）第 7104 号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 10 月 18 日付けで、建設業法第 12 条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第 3 号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成 20 年沖縄県条例第 49 号）第 15 条第 3 項の規定により、沖縄県立宮古青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和 7 年 3 月 11 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

- 1 施設の名称 沖縄県立宮古青少年の家
- 2 指定管理者 特定非営利活動法人ばんず 宮古島市平良字下里 1265 番地 14
- 3 利用料金の適用年月日 令和 7 年 4 月 1 日
- 4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1 人 1 泊につき 410 円
	一般及び学生	1 人 1 泊につき 810 円
キャンプ場	児童及び生徒	1 人 1 泊につき 190 円
	一般及び学生	1 人 1 泊につき 330 円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1 室 1 時間につき 190 円
	一般及び学生	1 室 1 時間につき 480 円
プレイホール	児童及び生徒	1 時間につき 480 円
	一般及び学生	1 時間につき 940 円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

沖縄県教育委員会告示第 4 号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成 20 年沖縄県条例第 49 号）第 15 条第 3 項の規定により、沖縄県立石垣青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年3月11日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

- 1 施設の名称 沖縄県立石垣青少年の家
- 2 指定管理者 特定非営利活動法人八重山星の会 石垣市字大川552番地
- 3 利用料金の適用年月日 令和7年4月1日
- 4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき410円
	一般及び学生	1人1泊につき810円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき190円
	一般及び学生	1人1泊につき330円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき190円
	一般及び学生	1室1時間につき480円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき480円
	一般及び学生	1時間につき940円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

発 行 所
 沖 縄 県 総 務 部
 総務私学課
 電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地